

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート
[団体名：NPO 法人羽村市スポーツ協会]
[記載日：令和 7 年 4 月 10 日]

【対応状況に係る自己評価】

- A：対応している
B：一部対応している
C：対応できていない

項目	対応状況
原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 「特定非営利活動促進法」及び「特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会定款」等に基づき、団体・事業運営を行っている。 令和 6 年度は、当協会のホームページをスマートフォン対応により画面を見やすくするなどの一部改修を行い、スポーツ団体ガバナンスコードに係るセルフチェックシートの公表やスポーツインテグリティ研修会の様子などをお知らせすることができた。令和 7 年度も各加盟団体のページのリニューアルなど、引き続きホームページの一部改修を行い、適切な運営状況等を広く市民等にお知らせできるよう取り組んでいきたいと考えている。	A
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 「羽村市体育館管理運営条例」や「羽村市弓道場条例」等を遵守し、事業運営を行っている。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 当協会の定款に基づき、概ね月 1 回の理事会や年 1 回の通常総会を開催し、事業の計画・報告、予算・決算の承認等を行うとともに、毎年度、監事による会計監査を行い、総会の議決を得ている。	A

原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	C
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 当協会の定款に規定している目的に沿った事業運営を行っているが、基本方針は策定していない。今後、目指すべき基本方針の策定に取り組みたいと考えている。	

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 東京都スポーツ協会が開催する研修会等に役職員が参加している。また、その結果を役職員に周知している。 令和6年度は、役職員を含めた加盟団体の指導者等を対象としたスポーツインテグリティ研修会を開催し、スポーツを指導するうえで必要な知識を習得するとともに、事故防止や安全配慮義務などについて判例等から学ぶことができた。参加者は27名。 令和7年度も同様のコンプライアンス意識の徹底を図るなどの研修会の開催を計画している。	

(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 東京都スポーツ協会が開催する研修会等について、当協会の理事会等を通じて理事に対して参加を促している。 また、上記同様、令和6年度は、加盟団体の指導者等を対象としたスポーツインテグリティ研修会を開催し、スポーツを指導するうえで必要な知識を習得するとともに、事故防止や安全配慮義務などについて判例等から学ぶことができた。 令和7年度も同様のコンプライアンス意識の徹底を図るなどの研修会の開催を計画している。	

原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 「特定非営利活動促進法」第27条の規定に基づく会計の原則に従って、適切な財務・経理処理を行っている。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 「羽村市補助金等交付規則」や「ジュニア育成地域推進事業地区体育・スポーツ協会等事業実施要項」等を遵守し、補助金等を適正に使用している。	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。 A (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 「特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会事務局規則」の決裁区分に基づき、複数の者がチェックする会計処理を行うとともに、年2回、監事による監査も行っている。
原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。 A (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 「特定非営利活動促進法」第28条の2の規定に基づき、当協会事務所入口に貸借対照表を掲示するとともに、当協会のホームページや広報紙により各種情報提供を行っている。
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 B (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 役員名簿、組織図、事業概要や通常総会議案書など、組織運営に係る情報を当協会のホームページに掲載し、積極的に広く市民等にお知らせしている。 なお、原則1で回答したとおり、令和6年度に、当協会のホームページをスマートフォン対応により画面を見やすくするなどの一部改修を行い、令和7年度も引き続き一部改修を計画しており、今後も情報開示の充実に取り組んでいきたいと考えている。
原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF向け>の規定があるか(ある場合は下欄に記述)
原則1 組織運営等に関する基本計画の策定・公表について C (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 単年度ごとの事業計画については、理事会に示し意見聴取を行い、総会に諮り議決している。
原則3 組織運営に必要な規程の整備について B (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 法人運営等に必要な一般的な規程はある程度整備できていると考えるが、ガバナンスコードに示されている内容を網羅できているとは言えない。 今後、必要に応じ、整備内容の充実を図っていきたい。

原則 5 コンプライアンス強化のための教育の実施について	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 令和 6 年度初めて独自のスポーツインテグリティ研修を実施した。 今後も継続して実施していきたいと考えている。	
原則 7 適切な情報開示について	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ホームページを活用し、各種情報提供を行っている。 基本的に、今後もホームページの充実を図り、適切な情報提供に努めていきたい。	